

町県民税の申告準備について

12月は、町税（軽自動車税・固定資産税・町県民税）及び国民健康保険税の完納月間です。

まだ納税のお済みでない方は、必ず納付書を持参のうえ納付書に記載されている金融機関で、納期限内に納税してくださいますようお願いします。

税務課では、平成15年分の町県民税申告の受付を平成16年2月上旬から予定しています。

農業所得や営業所得については、収入（販売高）と支出（経費）の差による所得計算をいたしますので領収書や購買等の証明書がないと支出（経費）として認められません。したがって、平成15年中（平成15年1月1日～平成15年12月31日）に支払った農業や営業に係わる領収書の整理をしておいてください。

農業所得につきましては、下記の一覧表に記載された必要経費の項目ごとに集計をして、領収書も項目ごとに分けて申告会場においてくださいようお願いいたします。農協の営農口座から支払いをしておられる方は、各支所から「供給購買実績表」を受け取り申告会場へお越しください。（この「供給購買実績表」はあくまでも営農口座から支払いをされた分だけしか記入されないので、現金払いの場合は「領収書」、他の口座から支払いの場合は通帳等を持参してください。）



農業所得の一般的な必要経費の一覧表

項目	この項目に分類される経費の具体例
雇人費	雇人等（子や親は対象外）の労賃および賄費
小作料・賃借料	小作費用・農地の借料・農機具の借料・農協等の施設利用料
減価償却費	農業用建物・農機具・農業用車両・果樹成木・親牛などの購入による償却費
貸倒金	売掛金・未収金・貸付金などの債権の回収不能による損失
利子割引料	農業に関する借入金に対する利子など
租税公課	固定資産税・自動車税・水利費・組合費などの農業に関する費用
種苗費	種もみ・苗類の購入費
肥料費	肥料等の購入費
飼料費	飼料等の購入費
農具費	取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費
農薬衛生費	農薬等の購入費・共同防除の費用・畜舎等の衛生駆除費等
諸材料費	ビニール・シート・繩など農業に必要な諸材料の購入費
修繕料	農業に使用する施設・車両等、農機具等の修繕費
動力光熱費	電気・ガス・水道・灯油・ガソリン・軽油などの費用（農業に使用した分のみ）
作業用衣料費	作業衣・地下足袋・雨靴等の農業用に使用した分の購入費
農業共済掛金	水稻・果樹・家畜等に係る共済掛金など
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用・運賃・出荷機関に支払う手数料等
ライスセンター	もみすり・乾燥等のライスセンター等の利用料
子牛出荷手数料	せり市等へ出荷する子牛の運搬手数料（荷造運賃手数料に記入したときは除く）
雜費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

詳しくは町役場税務課 ☎ 57-1111（内線231）まで